

使用期限
12月31日まで

はびきの 暮らし応援商品券

「はびきの暮らし応援商品券」の使用有効期間は12月31日(出)までです。期限までに使用できなかった商品券は換金・払い戻しはできませんので、期限内の使用をお願いします。



商品券事業の詳細はこちら



取扱店一覧はこちら



問 羽曳野市プレミアム付き
商品券事業事務局

☎ 072-947-0112
(平日 9:00 ~ 17:30)

※コールセンターの稼働は終了しています。

農業資材等価格高騰に伴う 農業者支援事業

この間の様々な要因による肥料や農業資材などの高騰により、生産コストが増加している本市の農業者の経営を支援します。



支援内容

「大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金」の支給決定額と同額の支援金を支給

対象

羽曳野市に住所または所在地を有する農業者で、「大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金」の支給決定を受けた者

申請方法

申請書、大阪府の支給決定が確認できる書類を添えて、産業振興課へ提出

申請期限

令和5年3月3日(金)まで

問合せ

産業振興課 農政耕地担当

高齢者生活支援 価格高騰に伴う 65歳以上の市民生活支援

申請は不要です！

電力・ガス・食料品等価格高騰に伴う高齢者の経済的負担を軽減するため、65歳以上の市民の方へ1人あたり5,000円分のギフト券をプッシュ型(申請不要)で配布します。

対象

基準日(令和4年10月31日)において羽曳野市の住民基本台帳に登録されている方のうち、65歳以上(昭和32年11月1日以前生まれ)で下記のいずれかに該当する方。

1. 羽曳野市の住民基本台帳の登録地にお住まいの方。
2. 配偶者等からの暴力(DV)を理由に一時保護をされている方、または住民票を移さずに避難している方であって、申出受付期間にその旨を申し出た方。
3. 住民票を移さずに養護老人ホームまたは特別養護老人ホームへ措置されている方。

配布方法

基準日(令和4年10月31日)時点の住民基本台帳に登録の住所に対象者あてでお送りします。

配偶者等からの暴力(DV)を理由に避難されている方へ

申出された住所に対象者あてでお送りします。

《申出受付期間》12月1日(木)~12日(月)

《申出先》福祉総務課(内線1127)



配布時期

令和5年1月中旬以降から順次発送予定。(準備状況により前後する場合があります。)

その他

- コールセンターの設置を予定しておりますので、しばらくお待ちください。
- 事業の詳細については決まり次第、広報およびウェブサイトでお知らせします。

問合せ

福祉総務課